

第一回 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

日時：平成 29 年 9 月 6 日（水）

午後 2 時から午後 4 時まで

場所：松村ビル別館 603 会議室

次 第

1 こども福祉保健部長あいさつ

2 議事

(1) 次期計画の方向性と考え方について 資料 1

(2) 意見交換

【配布資料】

資料 1 次期計画の方向性と考え方について

資料 2 平成 25～28 年度実績一覧

資料 3 アンケート調査実施報告書

資料 4 関係者ヒアリング実施報告書

資料 5 次期計画の骨子案について

【別添資料】

別添 1 すくすくサポートプロジェクト（厚生労働省）

次期5か年計画の策定の方向性と考え方について(案)

1 前回策定時（H25年度）からの社会状況の変化

(1) 子どもの貧困の社会問題化

<子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定>

子どもの貧困の多くを占めるひとり親家庭の自立支援の取組強化の必要性

貧困の連鎖を断つための取組の推進の必要性

（現世代の親への支援だけでなく、次世代であるこどもへの直接的な支援）

<すくすくサポート・プロジェクト（H28 厚生労働省）>～子どもの貧困対策施策パッケージ

<ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト>

就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】◇自治体の窓口のワンストップ化の推進（相談支援体制の整備）

◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実

◇親の資格取得の支援の充実

◇児童扶養手当の機能の充実 など

(2) 権利擁護の高まり

平成24年の民法等の改正→離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化

一方、面会交流における死亡事件等をはじめとするさまざまな課題も表出。

養育費の確保支援の強化、並びに、面会交流に対する知識や第三機関の活用など、子どもにとって望ましい権利擁護の必要性

(3) 父子家庭ならではの支援ニーズの増加・対応の必要性

平成26年度の法改正による、父子家庭への支援の広がり

日常生活支援の必要性や孤立感など、母子家庭とは異なるニーズへの対応の必要性

(4) 教育費負担の増加傾向～給付型奨学金の導入

世帯所得に占める教育費の割合が増大しており、かつ、奨学金の貸与を受けても返済が滞るといいうリスクが問題となる。

H29年、日本学生支援機構の奨学金に、初めて返済不要の給付型の奨学金が導入される。

ローソンが新たにひとり親向けの給付型奨学金を募集するなど、民間資金の給付型奨学金も増えてきており、多様な制度の情報が、必要とする人に的確に伝わるのが重要である。

2 第3期の振り返り

現行の第3期計画の取組の振り返りと、見えてきた課題

第3期の主な取組

(1) 子育てや生活の支援

ひとり親の方の生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣事業の拡充や、疾病・疲労等により一時的に養育が困難になった場合に児童家庭支援センターなどで子どもを預かる子育て短期支援事業を拡充。

保育所への入所や市営住宅入所について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行うとともに、退所後の継続的なフォローができるよう、支援員を配置。

(2) 就業の支援

母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員を区に派遣し、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンによるきめ細かな就労支援を実施。

また、在宅就業支援事業（H26 終了）を実施するとともに、各区役所内にハローワークの職業紹介窓口となるジョブスポットを設置。

あわせて、能力開発を行う訓練給付金事業や、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた企業の開拓・確保を推進。

(3) 経済的支援

児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施。

また、経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付するとともに、貸付や奨学金の制度周知を実施。

課題

- ヘルパー事業についてはニーズが高まっており、十分な財源や事業者の確保が急務となっている。
- 住宅の確保については市営住宅の優先枠を設けているが、それでも不十分との意見が多く、民間における低家賃住宅の更なる確保策が必要。
- ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要がある

- ひとり親の職探しは、就労形態と子育てとの両立の難しさから、希望と実際の就労にミスマッチが生じやすく、結果として非正規率が高くなり、子どもの貧困状況の要因のひとつとなっている。
- 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援の推進が必要である。
- 収入の安定だけでなく、親の自己肯定感の高まりや子供への関わりが前向きになるなど、生活の安定にもつながるため、単なる就労の支援だけでなく、心理面のノウハウなど支援の質の向上が重要である。

- 経済的支援は、一番助かるという声が大いだが、子供が大きくなり、支援の対象となくなった時から自立を模索しても就職先が限られるなど、困窮状況の解消が難しい。個々の生活に応じたライフプラン・マネープランを示しながら、中長期的な展望で自立を促していくことが必要である。
- 手当の対象でなくなった途端に各種制度も使えなくなり、生活の落差が激しくなることが不安となることもあるため、緩和策が必要である。

第3期の取組

(5) 養育費の確保

養育費の確保のためのパンフレット等により制度周知を強化（離婚前からの意識付けや離婚時の取決め）

両親の養育費の取り決めについて、弁護士による無料法律相談や研修等を実施。

(4) 相談・情報提供

区役所こども家庭支援課、戸籍課等に名刺大の情報提供カードを配置し、相談窓口を周知したほか、メルマガの配信により、直接届く情報提供に努めた。

(6) 子どもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭の子どもに対する学習支援を実施。

課題

- 民法改正などによる権利擁護の高まりを付け、養育費の相談や法律相談のニーズが増加しており、対応が求められている。
- 離婚前からの情報提供について、戸籍課と連携するなど、制度周知の取組の強化が必要である。
- 面会交流については、課題も多く、親の権利だけでなく、子どもの心理的影響に配慮し、子どもの希望を尊重するような支援の推進が必要である。

- 制度がよく知られていないという意見が多いため、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組むとともに、相談窓口のワンストップ化をすすめる必要がある。
- 情報提供や相談が様々な場面で展開されるよう、当事者団体や関係機関による連携を促進し、多面的に取り組んでいく必要がある。

- 貧困の連鎖を防ぐための子どもへの学習支援や生活支援といった、子ども自信への支援の推進が必要である。
- 地域ではこども食堂の取組がはじまっており、子供への直接的な支援としてだけでなく、ゆるやかな地域の見守り機能としても取組が広がるよう、推進していく必要がある。
- 現在の支援の取組は中学生から高校生への進学がメインであるが、もっとはやい時期からの支援が必要との声が多く、小学生の時期からの支援も求められている。
- 給付型の奨学金も増えてきており、親だけでなく子どもへも制度周知をはかり、意欲につなげていくことも大切である。

3 アンケート・ヒアリングからの考察

<アンケート調査から>

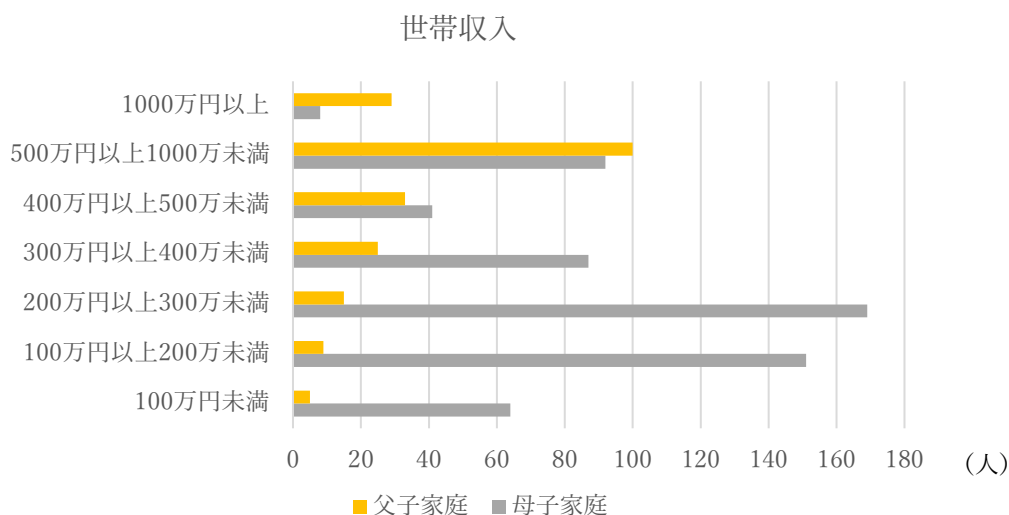
(下線は今回調査で初めて質問した内容)

(1) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

- ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は86.3%、父子家庭の就業率は89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。
- 母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9.0%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.0%)を合わせた非正規職員は半数となっています。一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(13.2%)や「会社などの役員」(8.2%)の割合が高くなっています。
- 副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は8.2%、父子家庭は1.8%となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は0.2%、父子家庭は0.5%となっています。
- 年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円で、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円で、前回調査の571万円から増加しています。

また、平成28年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は708万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647万円に対して、本市の母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。



イ 住居について

- 母子家庭は46.8%が賃貸住宅(「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」)に

住んでいますが、父子家庭は49.4%が持家に住んでいます。

- 住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

ウ 養育費について

- 養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」、「子によって違う」)は4.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が11.6%となっています。
- 養育費の受給額については、全体平均は月額5.5万円ですが、母子家庭では月額5.8万円、父子家庭は月額2.3万円となっています。

エ 面会交流について

- 面会交流について取り決めをしていない世帯は62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が43.3%と最も多くなっています。

(2) ひとり親家庭の子どもについて

ア 小学生の放課後の居場所について

- 小学生の子どもが放課後(19時まで)に過ごしている場所は、「自宅」が61.7%と最も多くなっています。
- 1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

イ 子どものことで悩んでいることについて

- 現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では40.6%、父子家庭では20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では16.8%、父子家庭では19.6%となっています。

(3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

- ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

(4) 福祉制度の認知状況

- 福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなってい

ます。

- 「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。
- 福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。
- 様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が42.1%で最も多くなっています。
- 「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成26年10月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は14.9%となっています。

(5) 相談相手について

- 相談相手がいる母子家庭は74.9%、父子家庭は49.8%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は12.6%、父子家庭は20.4%となっています。
- ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.3%、父子家庭は29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

<自由意見欄の概要及び総括>

今回のアンケート調査は、父子世帯の抽出数を45%（前回10%）とあげたことにより、父子からの回答数を多く得られたことは、有意義でした。

自由意見は、制度やご自身の状況に対する様々な意見が寄せられていますが、母子家庭と父子家庭とで、大きく傾向がわかれています。

○母子家庭については、収入や教育費等の生活費に関する困窮状態、ご自身の精神面やお子さんの障害などの不安、（子供が独立した後の）老後への不安が多く寄せられています。

○父子家庭については、収入はあることからひとり親に関する支援がなかなか受けられないといった課題、女子を抱える父子の思春期の相談相手についての悩み、生活面の支援の必要性、制度をほとんど知らないなど情報不足についての意見などが多く寄せられています。

<関係者・当事者ヒアリングから>

(相談)

- ひとり親の方は、忙しい合間をぬって相談に来ているので、なかなか余裕がない。区役所も土日が開いてるわけではない。余裕をもって十分な情報提供を受けられるよう、相談に乗れる体制が必要。(支援者)
- 養育費の確保や様々な支援など、もっと離婚時から事前に情報を知ることができていればここまで困窮に至らず済んだのでは、と後になって思う。(当事者)
- 戸籍の窓口で離婚時から相談にのるなど、早いうちからの情報提供が大事だ。(支援者)

(子どもへの支援・教育)

- ひとり親の子は、わりと早いうちから人生をあきらめがちであるように感じる。
不安定な親や、弟妹を自分が支えなければと、自らそこにアイデンティティを置いている場合もあるが、もう少しその子の生活・学習の機会が保証されてもよいのではないか。(支援者)
- できれば早いうちからの学習支援、こどもに直接届く支援が必要。(支援者)
- 子どもにはできるだけ進学して、困窮状況から巣立ってほしいと思っているが、進学費(学費以外にも必要なこまごまとした経費も)が重荷であり、将来が不安。(当事者)
- 子どもは、親の様子をみて、これ以上無理をさせられないと、進学をあきらめてしまうケースも依然多い。奨学金などの情報は大人への情報が中心となっているが、もっと子どもの後押しになるような、子ども目線の情報提供ができないものだろうか。(支援者)

(自立支援)

- 子どもが大きくなって児童扶養手当がなくなってから、自立となっても、就職先が厳しく、気づくのが遅いという印象が否めない。はやい時期から自立を支援していかないと、依存せざるをえず、なかなか困窮状態の解消は厳しい。(支援者)
- 自立をしたくない人はゼロである。児童扶養手当の受給時と、そこから少し稼ぎがアップして離脱した時の様々な優遇策がなくなることのギャップが大きい。離脱した人には例えば一定期間税が優遇される、あるいはひとり親医療が一定期間は使えるといったような緩和策も必要(当事者)
- ひとり親になった理由は様々でも、共通しているのは喪失感。自己否定感が(親子ともに)低い部分を高めていくことも、自立支援には必要。(支援者)

(福祉的課題)

- ひとり親であること自身が課題ではなく、ひとり親×〇〇と他の課題が重なり深刻化する。ひとり親の抱える課題状況をカテゴライズし、その層その層ごとの支援が必要。(支援者)
- 福祉的課題が強い世帯は、ひとり親であるからというより、その他の要因が大きいように思う。子どもが障害を抱えているだけでなく、親自身も障害を抱えていたりする。障害を抱える子、方への支援も並行しながらひとり親支援を考えることも重要ではないか。(支援者)

(住宅)

- 住宅に関する困難が大きいと感じている。他都市ではひとり親への住居費手当などあったりするが、もう少しひとり親が入りやすい住宅の確保・施策が必要ではないか。(支援者)

○やはり、横浜市は家賃が高い。10万近くがザラだ。公営住宅はなかなかあたらない。住宅費に費やすお金を減らすことができれば、その分、収入がアップしたことと同じで、貯蓄など子どもへ回せるお金も増える。現在は、公営住宅にあたった人はラッキー、という状況だ。(当事者)

(父子への支援)

○母子だけでなく、父子家庭への支援も必要。特に子の育ちからみた生活面の支援。(支援者)

○父親がそれでいい、と思っていることが、子の育ちからみると課題がある場合も多い。

母子と比べて父子への支援の少なさをみると、もう少し積極的な支援ができないものか。また、当事者同士の意見交換の機会などもあってよいのではないか。(支援者)

(地域展開)

○区役所に行くのがハードルが高いと感じているひとり親の方の様子もうかがえる。もっと身近な相談窓口が必要なのではないだろうか。拠点でも、ひとり親同士の交流などもっと考えていってよいと思うが、そのノウハウがない(支援者)

○地域でのよりそい、つながりづくりの必要性和“主たるかかわりを持つ人”をどうつくるか。高齢者の地域支援の仕組みのようなものが、ひとり親など困難を抱える子育て世帯にもあるとよい。(困難な高齢者を地域ケアプラザの地域コーディネーターに相談できるような感じで)(支援者)

○こども食堂や、地域の人たちによる学習支援といった取組は有効と思っている。こどもだけでなく多世代支援にもつながるし、そのようなゆるやかな見守り機能が地域には必要で、尽力したいと思っている。ただ、今のところ、本当はきてほしい、課題を抱えているこどもたちがこども食堂に来ているかということ、まだそういう状況ではない。(支援者)

<総括>

様々なご意見を伺うことができましたが、総じて多くいただいた意見としては、

○ひとり親の方々の至った理由も背景も異なることから、個々のニーズに施策が届く情報提供や相談窓口のあり方の重要性

○親も子ども喪失感を抱えている状況であるため、単に就労による自立を促すだけでなく、自己肯定感を高め支援していく必要性

○ひとり親の方々の目の前の課題状況に追われがちだが、中長期的な視点にたち、支援をすすめていくことの必要性

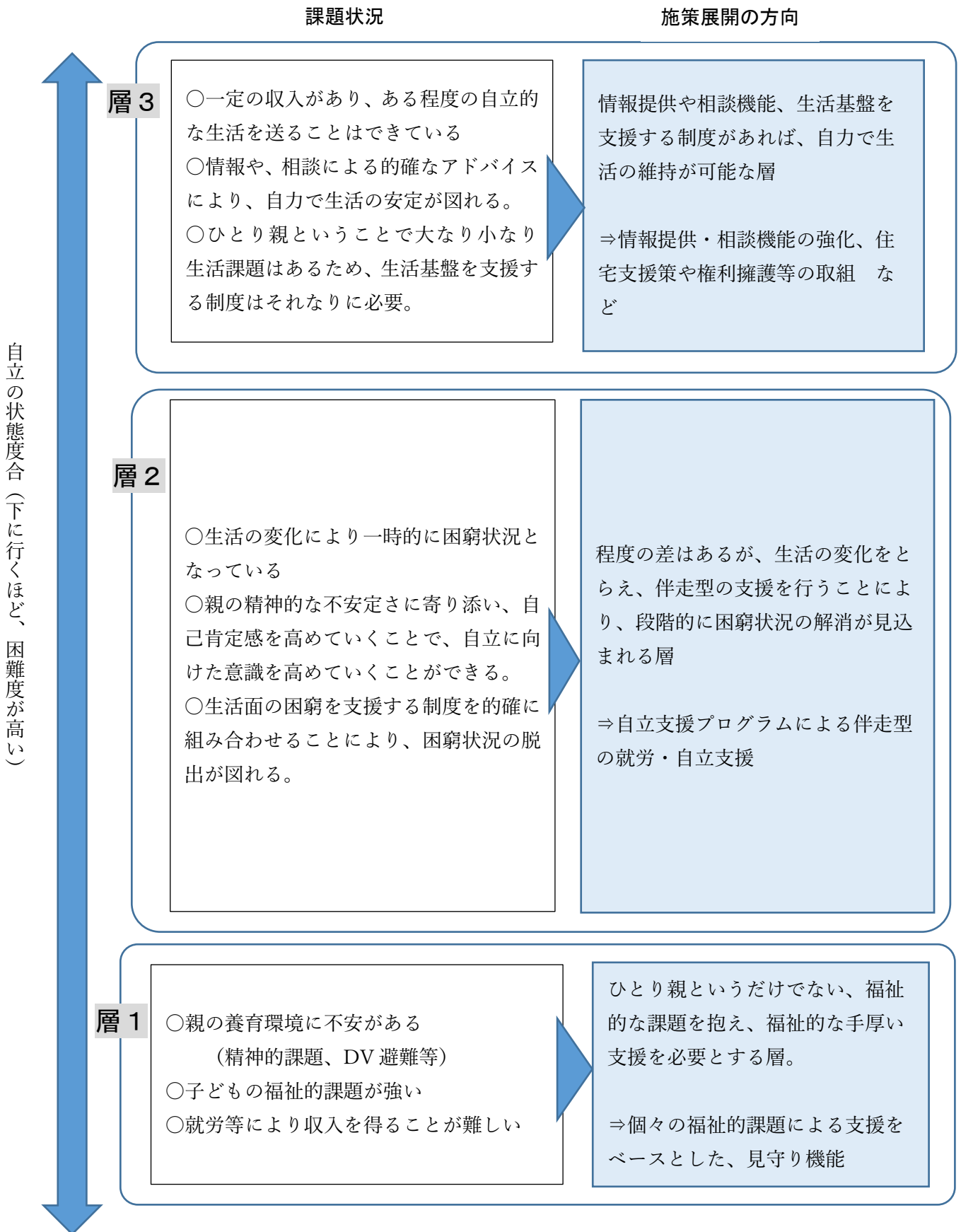
○貧困の連鎖の解消の視点からの、子どもへの直接的な支援の充実などがありました。

また、今回ヒアリングさせていただいた支援に関わっている方々が、日常の関わりの中で行っている声かけやアドバイス、適切な機関へのつなぎなど、ちょっとした心配りが、ひとり親の方々にとって大きな安心感となっており、見守りの機能として一躍かっている状況もうかがい知ることができました。

ぜひこの力を、地域でのさりげないみまもりの仕組みにつなげ、ひとり親をはじめとした困難を抱える家庭に対する大きな社会関係資本(ソーシャルキャピタル)としていくことも、重要であると感じています。

4 層ごとのニーズに沿った施策展開イメージ

(アンケートやヒアリングからみた、横浜におけるひとり親のおおまかなカテゴリー)



5 次期5か年の重点課題 ～貧困の連鎖の解消へ向けて～

重視する視点

- 貧困の連鎖の解消に向けた、伴走型の自立支援（親の自己肯定感を高める）
- 子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援（子どもの自己肯定感を高める）
- 地域展開の取組の推進（ピアサポートと地域のつながりづくりにより孤立を防ぐ）

（1）総合支援機能

必要とする支援の窓口が複数にわたるため、子育て・生活から就業支援まで、総合的に的確に支援できる仕組みの構築と、伴走型の支援の展開。

- 情報提供・相談機能の充実（ひとり親目線での冊子、戸籍課窓口との連携など）／ひとり親の悩みを総合的に受け止め、自立に向けた伴走型の支援 など

（2）子どもへの支援

子どもの貧困が社会問題となる中、親への支援だけでなく、子どもへ直接支援する仕組みの検討

- 学習支援／生活支援／子どもへ直接届く情報提供、相談機能 など

（3）父子への支援

孤立しがちな父子家庭への支援の拡充

- 日常生活支援（ヘルパー事業）の充実／父子同士の交流の機会／父子家庭ならではの悩み相談、情報提供 など

（4）住宅確保策

公営住宅だけでなく、民間住宅における確保策の推進

- 新たな住宅セーフティネット制度の展開／ビレッジハウス（雇用促進住宅の転換） など

（5）権利擁護

養育費の確保や面会交流が適切になされるための支援の充実

- 養育費セミナー等による啓発支援／生活設計支援（FPによる講座、相談会など）／面会交流の支援 など

（6）地域展開

地域資源と連携した、相談やピアサポートの地域展開や、関係団体の連携の強化

- 子育て支援拠点や地域ケアプラザなどと連携した地域展開（地域サロン、出張相談、etc）／ひとり親当事者団体のNPO法人等の関係団体の連携促進 など

平成25～28年度実績一覧

資料2

	項目	内容	所管課等	実績				
				25年度	26年度	27年度	28年度	
1 子育てや生活の支援	ヘルパー派遣事業	病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活のお手伝いをする家庭生活支援員だけでなく、多様なヘルパーの派遣の充実を図ります。	こども青少年局こども家庭課	日常生活支援事業利用者: 母子449人 寡婦0人 父子81人	日常生活支援事業利用者: 母子453人 寡婦0人 父子110人	日常生活支援事業利用者: 母子428人 寡婦3人 父子124人	日常生活支援事業利用者: 母子408人 寡婦1人 父子89人	
		子育て短期支援事業	こども青少年局こども家庭課	利用者数:延べ1276人	利用者数:延べ3063人	利用者数:延べ4683人	利用者数:延べ4473人	
	2) 保育所への優先入所	保育所への優先入所	未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。	区福祉保健センター こども青少年局保育・教育運営課	保育所等の利用にあたり、支給認定基準を満たしているひとり親家庭について、利用調整における優先度を上げている。			
	3) 市営住宅入居時の優遇	市営住宅入居時の優遇	市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。	区福祉保健センター 建築局市営住宅課	母子父子世帯当選戸数: 78戸(募集戸数1,200戸)	母子父子世帯当選戸数: 101戸(募集戸数1,253戸)	母子父子世帯当選戸数: 108戸(募集戸数1,282戸)	母子父子世帯当選戸数: 99戸(募集戸数1,250戸)
	4) 民間住宅あんしん入居	民間住宅あんしん入居	家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。	区福祉保健センター 建築局住宅政策課	成約:1人	成約:1人	成約:0人	成約:1人
	5) 子育てりふいん	子育てりふいん	小学校修了前の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。	建築局住宅政策課	管理戸数:131戸	管理戸数:162戸	管理戸数:209戸	管理戸数:272戸
	6) 母子生活支援施設	施設の運営と環境整備	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。	こども青少年局こども家庭課	8か所(155世帯)	8か所(153世帯)	8か所(146世帯)	8か所(162世帯)
		フォロー支援職員の配置	母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。	こども青少年局こども家庭課	職員配置:6人	職員配置:7人	職員配置:6人	職員配置:7人
7) 地域力の活用	地域力の活用	ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動による支援と共に、ひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発に努めます。	こども青少年局こども家庭課	児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の申請時に、民生委員の証明等が必要な場合があり、手続きをとおして母子家庭等の実態を把握。				

	項目	内容	所管課等	実績				
				25年度	26年度	27年度	28年度	
2 就業の支援	1) 母子家庭等自立支援給付金事業の実施	自立支援教育訓練給付金事業の実施	職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の2割(上限10万円)を支給します。 ※28年度から6割(上限20万円)に変更。	区福祉保健センター こども青少年局こども家庭課	支給:26人	支給:17人	支給:18人	支給:26人
		高等技能訓練促進事業の実施	看護師等の経済的自立に効果的な資格の修業期間(上限2年)のうち、最後の1/2(上限18ヶ月)の期間に生活費を補助します。また、入学支援修了一時金を支給します。	区福祉保健センター こども青少年局こども家庭課	支給:151人	支給:147人	支給:141人	支給:110人
	2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	就労相談	就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。	こども青少年局こども家庭課	支援者数:481人 就労者数:314人	支援者数:473人 就労者数:303人	支援者数:376人 就労者数:189人	支援者数:284人 就労者数:143人
		就職情報提供・職業紹介・企業啓発	行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。	こども青少年局こども家庭課	職業紹介:23人 企業訪問:13社	職業紹介:31人 企業訪問:56社	職業紹介:35人 企業訪問:9社	職業紹介:24人 企業訪問:14社
		就職支援講座	ひとり親の就職に有用な技能講座(介護職員初任者講座等)を開催します。	こども青少年局こども家庭課	介護職員初任者研修: 1回10人受講	介護職員初任者研修: 1回13人受講	介護職員初任者研修: 25人受講	介護職員初任者研修: 14人受講
		就職支援セミナー	ひとり親の就職時の基礎的知識や心構え、パソコン実技等を習得するセミナーを実施し、就職に向けたスキルの取得を図ります。	こども青少年局こども家庭課	適職発見セミナー: 6回102人受講	適職発見セミナー: 6回48人受講	適職発見セミナー: 6回37人受講	適職発見セミナー: 6回37人受講
	3) 横浜市中心職業訓練校	横浜市中心職業訓練校	これから就職する場合や転職するひとり親家庭の親や生活保護受給者が、短期間で就職に役立つ知識や技術及び技能を身につけるための職業能力開発を支援します。	横浜市中心職業訓練校	ひとり親家庭向けの科目有り ひとり親家庭への優先枠を設けた科目有り 募集ちらしを区こども家庭支援課、母子家庭等就業・自立支援センター等に配布			
	4) 在宅就業支援事業	在宅就業支援事業	在宅でのICT技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を支援します。 ※平成26年事業終了	こども青少年局こども家庭課	訓練終了者数: 55人	訓練終了者数: 59人		
	5) ハローワークとの連携強化・雇用の促進	ハローワークとの連携強化・雇用の促進	求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。また雇用の促進についても検討していきます。	健康福祉局生活支援課 こども青少年局こども家庭課	ジョブスポットの設置区数: 8区	ジョブスポットの設置区数: 13区	ジョブスポットの設置区数: 18区(完了)	-

	項目	内容	所管課等	実績				
				25年度	26年度	27年度	28年度	
3 経済的支援	1) 児童扶養手当・児童手当	児童扶養手当・児童手当	児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。	区福祉保健センター こども青少年局こども家庭課	児童扶養手当受給者数: 21,078人 児童手当受給者数: 307,405人	児童扶養手当受給者数: 20,869人 児童手当受給者数: 306,136人	児童扶養手当受給者数: 20,561人 児童手当受給者数: 303,572人	児童扶養手当受給者数: 20,089人 児童手当受給者数: 299,900人
	2) ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。	区福祉保健センター 健康福祉局医療援助課	受給対象者: 44,146人	受給対象者: 43,790人	受給対象者: 43,503人	受給対象者: 43,202人
	3) 就学援助	就学援助	お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	認定者数:39,593人	認定者数:38,108人	認定者数:37,415人	認定者数:36,417人
	4) 母子・寡婦福祉資金貸付	母子・寡婦福祉資金貸付	技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。	区福祉保健センター こども青少年局こども家庭課	件数:795件 金額:385,077千円	件数:761件 金額:365,010千円	件数:687件 金額:337,206千円	件数:628件 金額:311,351千円
	5) 生活保護	生活保護	働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。	区福祉保健センター 健康福祉局生活支援課	3,851世帯 ※ 母子世帯数(4月時点)	4,058世帯 ※ 母子世帯数(4月時点)	4,009世帯 ※ 母子世帯数(4月時点)	3,809世帯 ※ 母子世帯数(4月時点)
	6) 特別乗車券交付事業	特別乗車券交付事業	児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス(ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く)・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。	こども青少年局こども家庭課	特別乗車券交付枚数: 18,221枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 408枚	特別乗車券交付枚数: 18,089枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 399枚	特別乗車券交付枚数: 17,852枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 378枚	特別乗車券交付枚数: 17,560枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 401枚
4 保の養育費 支援費 確	1) 法律相談	法律相談	養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。	こども青少年局こども家庭課	法律相談: 121人427件(内養育費100件)	法律相談: 122人443件(内養育費108件)	法律相談: 135人428件(内養育費113件)	法律相談: 147人560件(内養育費133件)
	2) 養育費についての啓発	養育費についての啓発	養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。	こども青少年局こども家庭課	養育費セミナー: 2回25人	養育費セミナー: 2回22人	養育費セミナー: 3回30人	養育費セミナー: 4回45人
5 相談・ 情報 提供	1) 相談・情報提供の充実	相談・情報提供の充実	ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう、相談・情報の強化を図ります。	区福祉保健センター こども家庭支援課	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任こども家庭支援担当職員研修」、「養育費に関する研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進。			
	2) 離婚前の相談	離婚前の相談	DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについても、区役所の窓口や、母子家庭等就業・自立支援センターの夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等で応じます。	区福祉保健センター こども家庭支援課	電話相談:121件 法律相談:83件	電話相談:125件 法律相談:84件	電話相談:207件 法律相談:74件	電話相談:207件 法律相談:81件
	3) 支援者の研修	支援者の研修	ひとり親家庭の相談全般に対応出来るよう支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。	こども青少年局こども家庭課	5(1)に同じ			

		項目	内容	所管課等	実績			
					25年度	26年度	27年度	28年度
6 子どもへのサポート	1) ひとり親子ども相談	ひとり親子ども相談	区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談員が、子どもからの様々な相談に応じます。	こども青少年局こども家庭課	5(2)に同じ			
	2) 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携	子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携	子ども自身からの相談を受ける団体や機関に対し、ひとり親世帯の生活状況や支援制度等について情報提供等を行います。 また、マザーズハローワーク等における子どもを対象とした職業教育事業等と連携し、子どもの将来に向けた意識付け等を支援します。	こども青少年局こども家庭課	児童相談所や関係部署に自立支援計画を配布し、実態調査の結果や実施事業について情報提供。 母子家庭等就業・自立支援センターの夜間電話相談の中で、子ども自身からの相談を受け付ける旨を記載したチラシを配布。			
	3) 学習支援事業	学習支援事業(寄り添い型学習等支援事業) ※平成28年度より、以下の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管) ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管)	経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。	こども青少年局青少年育成課 健康福祉局生活支援課	寄り添い型学習等支援事業実施区数: 12区	寄り添い型学習等支援事業実施区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施区数: 18区
	4) 面会交流支援事業	面会交流支援事業	子どもの両親双方の面会交流についての条件等を調整し、面会を実施することで子どもの健やかな育ちにつなげます。	こども青少年局こども家庭課	面会交流の理解と知識を深めるための市民向け講座の実施及び相談先の紹介(家庭問題情報センター(FPIC)・法テラス等)			

横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果（速報）

1 調査の概要

(1) 調査目的 ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

(2) 調査期間・方法

平成 29 年 5 月 19 日から平成 29 年 6 月 5 日まで郵送配布・郵送回収により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭の 45%を抽出率として、無作為抽出した。

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

2 結果の概要

()内は、平成 24 年度前回調査

		母子世帯	父子世帯	全体
1 ひとり親になった理由	離別	77.0% (79.0%)	64.5% (83.3%)	73.9% (79.2%)
	死別	10.2% (9.9%)	31.0% (11.9%)	15.4% (10.0%)
	未婚	7.5% (6.4%)	0.4% (0%)	5.7% (6.1%)
	別居、その他	5.3% (4.7%)	4.1% (4.8%)	5.0% (4.7%)
2 住居の状況	賃貸住宅	46.8% (54.2%)	27.0% (23.9%)	41.7% (52.7%)
	持ち家	21.6% (23.5%)	49.4% (61.9%)	28.5% (25.4%)
	本人以外の名義の持ち家	25.4% (-)	18.8% (-)	23.8% (-)
	会社の社宅等、その他	6.2% (-)	4.8% (-)	5.9% (-)
	1 か月あたりの住居費	6.7万円	9.2万円	7.4万円
3 平均年間世帯総収入		361万円 (331万円)	643万円 (571万円)	432万円 (344万円)
4 平均年間就労収入		295万円 (263万円)	615万円 (543万円)	379万円 (279万円)
5 就業率		86.3% (84.7%)	89.4% (90.5%)	87.1% (85.0%)
6 就業形態	正社員・正規職員	44.6% (41.9%)	66.2% (76.3%)	50.1% (43.8%)
	パート・アルバイト	34.6% (38.6%)	2.7% (5.3%)	26.5% (36.8%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	9.0% (11.8%)	7.8% (5.3%)	8.7% (11.4%)
	人材派遣会社の派遣社員	5.0% (3.6%)	0.5% (0%)	3.9% (3.4%)
	自営業主 (商店主・農業など)	5.0% (2.6%)	13.2% (13.1%)	7.1% (3.1%)
	会社などの役員	0.5% (-)	8.2% (-)	2.5% (-)
	自家営業の手伝い、その他	1.3% (1.5%)	1.4% (0%)	1.2% (1.5%)
7 平均就業時間		33時間 (36時間)	41時間 (50時間)	35時間 (37時間)
8 職種	上位 1 位	事務的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事	事務的な仕事
	上位 2 位	専門知識・技術をいかした仕事	管理的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事
	上位 3 位	サービスの仕事 (資格なし)	建設の仕事	サービスの仕事 (資格なし)
9 副業率		8.3%	2.3%	6.8%
10 養育費	取り決め率	47.2% (45.0%)	34.3% (18.9%)	44.6% (43.6%)
	受給率 (※)	45.5%	11.9%	38.6%
	1 か月あたりの受給額 (※)	5.8万円	2.3万円	5.5万円
11 面会交流	取り決め率	30.4%	36.1%	31.6%
	実施率 (※)	58.3%	62.7%	59.2%

※過去に受給または実施していた場合を含む。

(下線は今回調査で初めて質問した内容)

(1) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

- ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は86.3%、父子家庭の就業率は89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。
- 母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9.0%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.0%)を合わせた非正規職員は半数となっています。一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(13.2%)や「会社などの役員」(8.2%)の割合が高くなっています。
- 副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は8.2%、父子家庭は1.8%となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は0.2%、父子家庭は0.5%となっています。
- 年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円で、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円で、前回調査の571万円から増加しています。
また、平成28年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は708万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647万円に対して、本市の母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

イ 住居について

- 母子家庭は46.8%が賃貸住宅(「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」)に住んでいますが、父子家庭は49.4%が持家に住んでいます。
- 住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

ウ 養育費について

- 養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」、「子によって違う」)は44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が11.6%となっています。
- 養育費の受給額については、全体平均は月額5.5万円ですが、母子家庭では月額5.8万円、父子家庭は月額2.3万円となっています。

エ 面会交流について

- 面会交流について取り決めをしていない世帯は62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が43.3%と最も多くなっています。

(2) ひとり親家庭の子どもについて

ア 小学生の放課後の居場所について

- 小学生の子どもが放課後(19時まで)に過ごしている場所は、「自宅」が61.7%と最も多くなっています。

- 1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

イ 子どものことで悩んでいることについて

- 現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では40.6%、父子家庭では20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では16.8%、父子家庭では19.6%となっています。

(3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

- ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの人が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

(4) 福祉制度の認知状況

- 福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

- 「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

- 福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

- 様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が42.1%で最も多くなっています。

- 「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成26年10月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は14.9%となっています。

(5) 相談相手について

- 相談相手がいる母子家庭は74.9%、父子家庭は49.8%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は12.6%、父子家庭は20.4%となっています。

- ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.3%、父子家庭は29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

横浜市ひとり親家庭自立支援計画

(平成30年度～平成34年度)

骨子イメージ
(平成29年9月)

横浜市

目 次

はじめに
I 計画策定の趣旨	
1 計画の位置づけ
2 計画の期間
3 基本方針
II ひとり親家庭の現状と課題	
1 ひとり親家庭の現状
2 ひとり親家庭の課題
III 支援の基本的姿勢及び基本目標	
1 支援の基本的姿勢
2 支援の基本目標
IV 支援の具体的計画	
ひとり親家庭自立支援計画体系図
1 子育てや生活支援
2 就業の支援
3 経済的支援
4 養育費確保の支援
5 相談・情報提供
6 子どもへのサポート
V その他	
平成25～29年度計画「支援の具体的計画」実績一覧
横浜市母子家庭等実態調査結果の概要
横浜市母子家庭等実態調査 調査結果報告書
支援者ヒアリング結果の概要
横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の経緯

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成14年11月「母子及び寡婦福祉法」が一部改正され、その第12条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。

また、平成15年3月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度、平成20年度及び平成25年度にそれぞれ5か年間の「母子家庭等自立支援計画」を策定してきました。

次期計画にあたる第4期計画は、①アンケートによるひとり親家庭の実態調査及び支援者・当事者団体へのヒアリングの実施、②有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討、③児童福祉審議会及び子ども・子育て会議での意見聴取、④市民意見募集により策定しています。

2 計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、同法11条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即しています。

また、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り、本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5か年間とします。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の対象期間は、平成27年度から平成31年度の5年間となっています。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は平成30年度からの5か年として策定しましたが、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 基本方針

ひとり親家庭において親は、子育てと生計維持という役割を一人で担っています。そのため、日々の生活において様々な困難に直面しており、子育てや生活支援とともに就労支援等の総合的な支援が必要です。

そこで、本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定するこ

ととします。

策定にあたっては、ひとり親家庭の現状と課題及びこれまでの計画の実施状況等を踏まえ、次の5つの視点を重視しました。

- ①子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援
- ②ニーズに応じた適切な相談支援
- ③積極的な情報提供
- ④当事者同士の交流と支援者の連携
- ⑤子どもへの支援

なお、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等のきめ細かな対応や連携を図りながら推進します。

未来定年計画

■ 本計画における用語の定義

- ・ 母子家庭・・・・・・母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。（児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。）
- ・ 父子家庭・・・・・・父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。
- ・ 寡婦・・・・・・かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ ひとり親家庭・・・・母子家庭・父子家庭・寡婦

■ 引用している調査

- ①「横浜市母子家庭等実態調査H29年度」<横浜市実施>（以下、「本市調査」）
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ②「国勢調査（H27年）」<総務省実施>
対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

- 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題

1 ひとり親家庭の現状

2 ひとり親家庭の課題

- (1) 子育てや生活支援について
- (2) 就業の支援について
- (3) 経済的支援について
- (4) 養育費確保の支援について
- (5) 相談・情報提供について
- (6) 子どもへのサポートについて

Ⅲ 支援の基本的姿勢及び基本目標

※下線部分：本計画での新たな取組

1 支援の基本的姿勢

2 支援の基本目標

(1) 子育てや生活支援

- ・日常の生活支援の充実と、地域の理解促進や地域力を活用した取組みの促進

(2) 就業の支援

- ・より希望する就業形態での雇用の促進

(3) 自立へ向けての経済的支援

- ・国制度の着実な実施

(4) 養育費確保の支援

- ・養育費の確保が適切になされるための支援の検討

(5) 相談機能や情報提供の充実

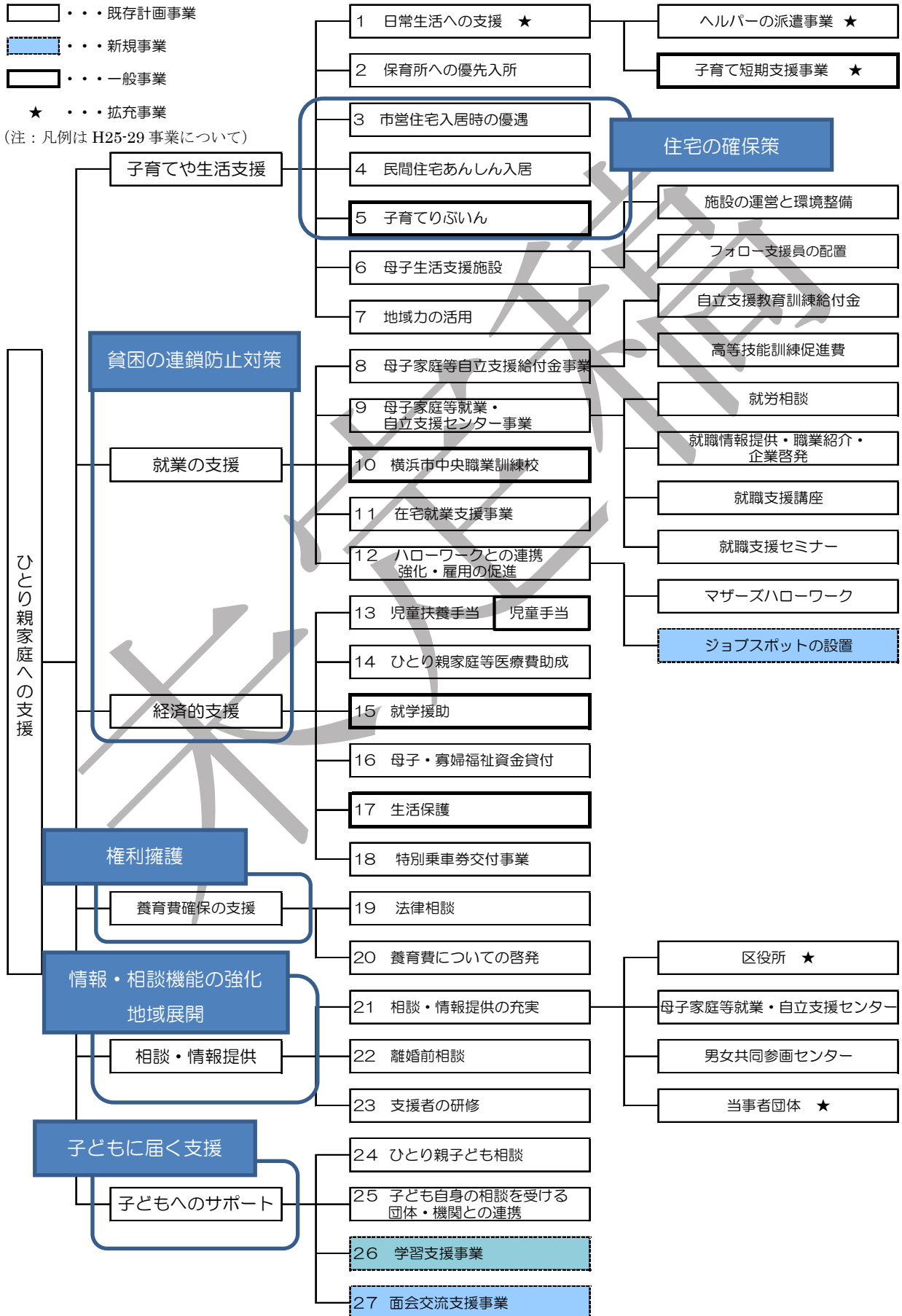
- ・様々な相談や情報提供の充実

(6) 子ども自身へのサポート

- ・子どもの視点に立った支援策の展開

4 自立支援計画体系図

<H25-29 の施策体系と次期計画で重点的に検討を行う項目（案）> 白字 …重点課題



子育てや生活支援

1 日常生活への支援

- ヘルパー派遣事業
- 子育て短期支援事業
- ……

2 保育所への優先入所

3 住宅確保への支援

- 市営住宅入居時の優遇
- 民間住宅あんしん入居
- 子育てりびいん
- 新たな住宅のセーフティネット制度
- ……

4 母子生活支援施設

- 施設の運営と環境整備
- フォロー支援職員の配置

5 地域力の活用

- こども食堂
- ……

就業の支援

6 母子家庭等自立支援給付金事業

- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金
-

7 母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就労相談
- 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発
- 就職支援就職支援セミナー
-

8 横浜市中心職業訓練校

9 ハローワークとの連携強化・雇用の促進

- マザーズハローワーク
- ジョブスポット
-

経済的支援

10 児童扶養手当・児童手当

11 ひとり親家庭等医療費助成

12 就学援助

13 母子・寡婦福祉資金貸付

14 生活保護

15 特別乗車券交付事業

養育費確保の支援

16 法律相談

17 養育費についての啓発

相談・情報提供

18 相談・情報提供の充実

- 区役所
- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 男女共同参画センター
- 当事者団体
- ……

19 離婚前相談

20 支援者への研修

子どもへのサポート

21 ひとり親子ども相談

22 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携

23 学習支援事業

- ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業

- 寄り添い型学習等支援事業

- . . .

24 面会交流支援事業

. . .

未来定存館